

令和元年6月26日現在

機関番号：34421

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03994

研究課題名（和文）保育所保育士による保育ソーシャルワークの可能性と養成教育のあり方に関する研究

研究課題名（英文）A Study on Possibility of Childcare Social Work by Nursery Teachers and the Way of Preservice Nursery Teacher Education

研究代表者

直島 正樹 (Naoshima, Masaki)

相愛大学・人間発達学部・准教授

研究者番号：00465874

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、「子ども・子育て支援新制度」時代を迎え、保育所保育士の役割・専門性が問われる中、日本の保育ソーシャルワークのあり方を考察した。スウェーデン・オーストラリアの就学前教育・保育視察も実施し、その知見も踏まえ、保育士がソーシャルワークを担う意義・整合性、実践での具現化に向けた課題、養成教育のあり方等について検討した。

その結果、一案として、保育所におけるソーシャルワークの担い手には社会福祉士が考えられ、保育士はその業務の一端を担うのが妥当であることを示した。また、保育士もソーシャルワークを学習・援用する必要性を明らかにし、その一つとして解決志向アプローチを提案した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本における保育ソーシャルワークのあり方について、実践での具現化に向けて課題の論点を整理・分析した。また、保育所におけるソーシャルワークに関わる業務内容・範囲・程度について、スウェーデン・オーストラリアの就学前教育・保育視察での知見等を踏まえ、保育士及び社会福祉士両資格の専門性向上、保育士の業務負担軽減の観点等から、一方向性を示した。

さらには、社会福祉士の職域拡大、養成教育のあり方等にも言及するとともに、保育ソーシャルワークに関わる教育及び実践での具現化に関して、保育士養成課程の再編を踏まえ、一つのあり方を提示した。

研究成果の概要（英文）：In the age of “The Comprehensive Support System for Children and Child-rearing”, the role and expertise of nursery teachers has been discussed. In this study, considering such trends, we examined the way of childcare social work in Japan. We conducted the early child care and education inspections in Sweden and Australia. Based on that knowledge, we examined the significance and integrity of nursery teachers in social work, issues for realization in practices, and the ideal way of preservice nursery teacher education.

As a result, it was suggested that social workers are suitable for social work in nursery school, and that it is appropriate for nursery teachers to take on part of the work. In addition, we clarified the necessity for nursery teachers to learn and use social work, and proposed the Solution Focused Approach as one of it.

研究分野：障害児・障害者福祉、ソーシャルワーク

キーワード：保育ソーシャルワーク 保育士の業務・役割 保育士の専門性 スウェーデンの就学前教育・保育 オーストラリアの就学前教育・保育 保育現場での具現化に向けた課題 保育士養成教育 社会福祉士の職域拡大

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

時代と共に変遷する子ども家庭を取り巻く環境とともに、家庭・地域における子育て支援の必要性が顕在化してきた。保育所保育指針(2008年告示)に示されたように、その中核的役割を担う拠点は保育所であり、そこに勤務する専門職である保育士に求められる役割・機能は一層拡大してきた。「子ども・子育て支援新制度(2015年度)」において、保育所と幼稚園の機能が一体となった認定こども園、特に「幼保連携型認定こども園」の創設と促進により、その実践者である職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許状の両資格を有する者であること(保育教諭)と規定された。その他、地域子育て支援拠点等、多様な保育サービスが本格的に始まり、従来以上に保育士には幅広い視点と中心的な役割を担うことのできる専門性が期待されてきた。

こういった保育分野における実践範囲と専門性の広がり(子どもから保護者・地域への支援)に伴い、保育所保育士の資質と専門的力量的の向上が当然に求められる。また、その基盤となる専門性・職業的固有性といった枠組みが問われてくる。

その一つに、ソーシャルワーク(以下、SW)を用いた保護者への相談・助言、関係機関との連携等の支援がある。「SWは社会福祉士等のソーシャルワーカー(以下、SWr)が中心となって担うもの」という認識がある。したがって、かつては、保育所保育士とSWとの関係性が議論されることはあまりなかった。しかし、保育所は児童家庭福祉実践の場であり、そこでは、子どもや保護者に最も近い福祉専門職の保育士が勤務し、日々の業務に携わっている。そのため、保育士がSWを担うことの重要性が指摘され始め、「保育ソーシャルワーク(以下、保育SW)」という新たな概念が登場した。ただし、それを担うことの実効性、その対応範囲・役割等、曖昧な点が多く、保育SWの社会的コンセンサスを得るためには、理論面・技術面・範囲等の整理が重要な課題となった。

このように、保育SWをめぐるのは、現実的に保育現場での活用・展開方法、保育士が担う場合の意義・理論面・技術面等、さらには、保育士業務との整合性、養成教育のあり方も十分に議論されているとは言いがたい。関連する研究も徐々に増加しているものの、依然として保育SWの捉え方や内容等に共通した見解はなく、多くの課題が山積している状況である。

そこで、保育所保育士がSWを担う有効性と可能性、その意義・整合性、保育士養成教育のあり方にも焦点を当て、分析・考察が喫緊に取り組むべき使命と判断した。なぜなら、「子ども・子育て支援新制度」時代に突入し、保育所保育士の専門性・職業的固有性とは何か問われる中、日本における保育士の業務とSWのあり方を検討することは意義深いと考えるからである。

研究代表者らは、本研究の申請・開始以前よりこのような問題意識を有し、保育SWに関する著書発行や学会発表を行う等、研究を進めてきた(橋本好市・直島正樹編著、保育実践に求められるソーシャルワーク 子どもと保護者のための相談援助・保育相談支援、ミネルヴァ書房、2012、等)。それまで得られた知見を踏まえ、養成教育にも着目した研究を行うことで、保育実践及び今後の保育士のあり方への効果が見込まれると考え、取り組んだ次第である。

2. 研究の目的

(1) 保育現場でのソーシャルワークの具現化に向けた課題の明確化

2000年頃から保育SWに関する論文が発表され始め¹⁾、SWを用いて保育所利用の子どもや保護者への支援の必要性・重要性は明確となってきた。しかし、保育現場で保育士がその点を意識し、具現化できているかについては、多くの疑義が生じてきた。そこで、実際の保育現場においてSWの具現化は可能かどうかを見極め、整理・分析することが必要と考えた。

(2) 保育所保育士がソーシャルワークを担う意義・整合性の分析・考察

上記(1)の結果を踏まえながら、保育士が保育現場でSWを担うことの整合性と可能性、担う場合に必要となるSWの知識・技術、それを用いた業務範囲・程度等について検討し、一つの方向性を示していきたいと考えた。

(3) 保育ソーシャルワークに関わる養成教育のあり方の提示

2011年度改定の保育士養成課程(カリキュラム)では、「相談援助」「保育相談支援」「家庭支援論」等の科目新設・名称変更が行われた。当時は保育士にもSWを学び、活用を求めてきたことが読み取れる。したがって、保育SWの実践上でのあり方、及びそれを担う保育士養成教育の方向性等について提示したいと考えた(2019年度改定保育士養成課程では、「相談援助」等の社会福祉系教科目は統廃合(再編)された)。

3. 研究の方法

(1) 先行研究の整理と蓄積

日本における保育SWを取り巻く現状、その捉え方、実践での可能性・具現化に向けた課題、養成教育、研究動向等に関して分析・整理を行った。

(2) 保育所の視察調査

保育所保育士の「SWに関する事項の学習経験の有無、実際の業務内でのSW実践の有無・意識等、SWに関わる対応事例(内容、対応方法等)養成教育や現任者研修で取り入れるべき内容・方法等」について把握すべきと考えた。

検討の結果、保育士の SW への意識や SW に関わるケース特性等は、個別具体性や地域性等の影響が大きいと想定した。そこで、個別具体的に把握することを目的に、質問紙調査ではなく、直接、保育所保育士（園長、主任等）を対象にインタビュー調査・意見交換を実施した。

実施時期：2016 年 11 月、2016 年 12 月、2017 年 2 月

視察先：A 保育所（O 市 a 区）B 保育所（O 市 b 区）C 保育所（O 市 c 区）、
D 保育所（P 市）

（3）海外の就学前教育・保育視察調査

保育現場における SW の具現化に向けて、一定の方向性を見出す方法として、他国の保育専門職にも目を向け、保育現場の SW に関わる業務、その担当者、業務内容と範囲、保育者養成教育の実態等を把握することが重要と考えた。そこで研究代表者らは、「福祉国家」と周知のスウェーデン（以下、瑞典）と、国全体で就学前教育・保育の質改善（改革）に取り組んでいるオーストラリア（以下、豪州）の就学前教育・保育視察を実施した。

	スウェーデン	オーストラリア
実施時期	2016 年 9 月	2017 年 9 月
視察先	E 大学 教育学部（養成機関） F 市 社会福祉部（コミュニケーション；行政）	G 大学 教育学部（養成機関） H 州 児童家庭福祉担当部署（行政）
	保育者養成を専門とする教員から当該国の就学前教育・保育制度、保育者養成システム等について、行政機関職員から行政職（ソーシャルワーカー）の業務内容・役割等に関して、それぞれレクチャーを受講し、意見交換を行った。	
視察先	公開就学前教育学校（Öppen Förskola） 就学前教育学校（Förskola） 計 4 か所	保育園（Long Day Care） 幼稚園（Kindergarten、Preschool） 計 5 か所
	園長（学校長）・保育者から、保育者の業務内容・範囲・役割、対応事例等に関するインタビュー調査を行った。	

（2）（3）における倫理的配慮について、研究の趣旨・目的等を伝えるとともに、視察内容を研究成果として活用すること等を説明し、了承を得た上で実施した。

4．研究成果

（1）先行研究と海外視察調査の結果

保育ソーシャルワークに関わる課題

検討課題について、（ ）理論・知識・技術基盤に関わる課題、（ ）実務基盤（担い手）に関わる課題、（ ）養成教育に関わる課題、の枠組みで整理した²⁾。ただし、保育 SW の実務基盤のあり方等を考える以前に、SW の定義、その内容・意義等の理解そのものが保育現場に浸透していないという課題が、保育士へのインタビュー調査等から明らかになった。

また、各地域の現任者研修会等において保育 SW に関する研修の機会を設けているものの、保育士からは「SW という言葉自体を知らない」「言葉は聞いたことがあるが、意味は理解できていない」「業務の中で SW を担っている意識はない」等の声も聞かれた。

保育士とソーシャルワークに関わる業務

瑞典では、就学前教育学校（日本の保育所等に該当）等において、保護者への支援が必要なケースは教員（保育者）が直接対応せず、速やかにコミュニケーション（行政機関）へつなぎ、SWr にほぼ全面的に支援を委ねることが原則となっている。保育者の基本的業務は「子どもの教育（保育）」であり、「SW に関わる業務は SWr が担う」という姿勢が周知され、保育者と SWr 各々の専門性に基づく業務・役割の分化が明確である。この根底には、専門性の限界（役割）や業務の線引き、効果性（保育者よりも専門職者が介入する方が有効）といった考え方等がある。

豪州も瑞典と同様に、保育者と SWr の専門性・役割、業務内容・範囲等が基本的には分化しているため、保育者の業務の中心は子どもの教育・保育である。ただし、保護者等から相談があった場合、まずは保育者が対応し、その上でケース内容や支援展開等によって専門機関へ送致する等、保育者はケース内容に応じて可能な範囲で SW に関わる業務を担う場合がある。保育者は「状況によって」「可能な範囲で」「最初の窓口となり、専門機関へのつなぎの役割」として SW に関わる初歩的業務を担うこともある、という点が瑞典との相違である。

日本における保育士の基本的業務は、瑞典や豪州と同様、「子どもの保育・教育を行うこと」

である。保育士は「SW に関わる業務を担う」意識は薄い、現実にはネグレクト家庭の子どもを見守るためのネットワークづくりを保育所が行う等、SW に関わる業務を担っているケースもある。昨今の保育所を利用する家庭の現状、地域性等を鑑みると、結果的には「ひとまず、保育士が SW に関わる業務を担わざるを得ない」現状があると言えよう。この点で豪州に近い考え方と言える。

保育ソーシャルワークに関わる養成教育

瑞典の保育者養成課程では、SWr とは専門性が異なるため、社会福祉系教科目を設けていない。一方で、豪州の保育者養成課程では、国内の教育・保育現場を取り巻く現状（先住民族に関わる課題等）を踏まえ、SW をはじめ社会福祉系教科目を学習する機会を設けている。ただし、各養成機関によって教育時間が異なり、教授内容にもばらつきが見られるため（州ごとに異なる）近年では改善の必要性を指摘する声も挙がっているとのことである。

日本では、2018 年度までは保育士養成課程に「相談援助」「保育相談支援」等の SW を学ぶ教科目があり、保育士を目指す学生が SW に触れる機会があった。しかし、保育所保育指針改定（2018 年度施行）によって、「相談援助」等の教科目は「子ども家庭支援論」「子育て支援」等へと再編・整理（統廃合）され、2019 年度から適用となった。

また、SW を専門とする社会福祉士を保育所等に配置すべきという見解もあるが、一方で、社会福祉士養成課程での学習内容が保育現場を想定していない等の課題が存在している。

（２）考察と今後の課題

保育士とソーシャルワークに関わる業務内容・範囲・程度について

日本の保育現場において、瑞典のように「SW に関わる業務は SWr にほぼ全面的に委ねる」形式をとるのは、現在の日本の保育・福祉・教育制度、保育士や社会福祉士の養成課程、国民性等から考慮すると則さないであろう。保育士の専門性（個々の立場、意識、専門的力量等）、業務の範囲・程度・過重負担等の観点から考えると、全面的に保育士が担うことは難しいと言え、「ひとまず、子ども・保護者に身近な保育士が SW に関わる業務を窓口的に担う」形式が適しているのではないだろうか。

この意見は、保育士へのインタビューでも明確に浮かび上がってきた指摘であり、踏まえておくべき観点であろう。今後は、「保育士が子ども・保護者に最も近い専門職」という特性を活かし、ケース内容や状況・程度等に応じて「可能な範囲で」「保護者にとってよりよい方法を見つけるために」等を意識した SW の一端を担う有効性を考えることも必要であろう。

保育ソーシャルワークの担い手（実務基盤）について

保育士が全面的に SW を担うことは困難と考えるが、豪州における保育者の業務意識は、今後の日本における保育 SW のあり方への判断材料の一つになると言えよう。確かに、先述の通り、現在の社会福祉士養成課程は、保育現場での実践に携わることを前提としたカリキュラム内容ではない。ただし、日本の社会福祉・保育等における資格の専門性から鑑みると、SW 専門職である社会福祉士を保育現場における SW の中心的な担い手と捉え、その養成課程の検討も同時に行い、適切な仕組みづくりを進めることが一考である。

保育士は、児童福祉法に規定された社会福祉専門職の一つである。また、保育所保育指針解説（2018 年度施行）でも、保育所における子育て家庭への支援は、地域の子どもや子育て家庭に関する SW の中核を担う機関であり、必要に応じて連携をとりながら行われるもので、SW の基本的な姿勢や知識、技術等の理解も深めた上で展開していくことが望ましく、ケース内容等によっては SW を「援用」した支援が有効である、との旨が示されている。これらの点を踏まえると、保育士には日常的保育業務を最優先すべき立場であるものの、保護者支援の観点から SW の視点・考え方の共有を図りつつ、支援を要する保護者の発見、相談・助言等、保護者の「最初の窓口」「専門機関への送致（つなぎ的）の役割」を担い、その後の具体的・専門的支援を社会福祉士が担当する専門機関へ委ねていく方法論の構築が求められる。

例えば、社会福祉士を保育所等へ配置する、もしくは複数の保育所でネットワークを形成し、一定のエリア毎に社会福祉士を配置する、という形態もあろう。仮にこのシステムが機能すると、保育士の専門分化に伴う業務負担軽減等が期待できる。また、保育士・社会福祉士の専門性向上、両資格の連携強化、社会福祉士の職域拡大等にもつながっていくであろう。保育士の専門性向上、業務負担軽減等を実現するには、「保育士と SWr との業務内容・役割の明確化が重要」という瑞典の考え方・仕組み等も踏まえつつ、検討していく必要があると言える。

保育ソーシャルワークに関わる養成教育について

改定保育士養成課程（2019 年度から適用）では、「社会福祉」「子ども家庭福祉」等、社会福祉系教科目は設けているものの、「相談援助」「保育相談支援」等の教科目が統廃合されたことで、SW について十分学習できる機会があるとは言い難い。保育士養成課程等検討会「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」における「子ども家庭支援論」「子育て支援」の目標・教授内容を見ても、SW 理論を学ぶ機会が減少している。前保育士養成課程における SW 関連の教育についても不十分さや教授内容のばらつきが指摘されてきた³⁾が、新課程になったことで一層その傾向に拍車がかかったと指摘できる。

保育士は、SW に関する「窓口的・つなぎ的」役割を担う立場として支援をより効果的に展開していくためには、保育所保育指針解説に明示されている通り保育士が SW 理論・技術を「援用」すべき立場として、子ども・子育て家庭の生活課題を発見する等、SW の基本的な能力習得に向けた保育士養成教育が必要となる。その一つとして、解決志向アプローチ (Solution Focused Approach : SFA) の教授・習得が挙げられる。これは、家族問題等人間関係が複雑に絡み合った状況の中で、いかに効率的・効果的に解決を構築していくかを追求し、発展してきた実践から生まれた理論・方法である。受講者にとって方法が受け入れられやすく、理解度も高い。さらに、SFA を会話に取り入れたソリューション・トークは、面接場面に限らず送迎時の立ち話等で可能等の利点があり、SW に関わる業務の「窓口的・つなぎ的な役割」を担う保育士にとって、SFA は方法がシンプルで安全性が高く、保育現場での相性の良さから習得・活用しやすいものと考えられる。

以上、昨今の保育所を取り巻く状況等から、保育士には保育の専門性に加え、SW を援用した支援を展開していく力量が必要と言える。ただし、保育所がワンストップで保護者に対する子育てニーズを解決していくとするならば、SW を担える保育士以外の専門職 (社会福祉士等) を別途配置することが理想的である。ケース内容、第一義的な保育業務等、保育士が担える業務・役割の範囲・程度等には自ずと限界が生じる。そのため、広く保育実践現場を捉え、瑞典や豪州等、諸外国の例を参考にしつつ日本の文化、国民性、保育・福祉・教育制度の歴史・現状、保育の政策上の位置づけ等を考慮した形で進めていくことが求められる (「日本はそのまま全てを見習うべき」といった論点ではなく)。また、改定保育士養成課程が目指す「より実践力のある保育士」とは何か、理論・知識・技術基盤を含め、SW に関する教科目の必要性や、養成機関における SW 教育のあり方について、一層の検討を望むところである。

最後に、子どもと保護者の生活を支えていくために、保育所には子どもと保護者の置かれた状況を把握し適切な対応が可能となるように、関係機関との連携・協働体制の構築が求められる。本研究を通して、保育 SW を「保育所において保育士が、保護者を生活主体者として捉え、その者が抱える生活課題 (困難) とその状況を多面的に考察し、子どもの最善の利益のために、子どもと保護者・家庭、地域を視野に入れた組織的支援への架け橋 (窓口) となる関わり」と定義したい。すなわち、保育所において SW 理論・技術を援用 (活用ではなく) して行われる保護者への子育て支援に関する初期的介入が保育 SW である。

< 引用文献 >

- 1) 山本佳代子、保育ソーシャルワークに関する研究動向、山口県立大学学術情報第 6 号、2013、pp.49-59
- 2) 山縣文治、保育ソーシャルワーク考、日本保育ソーシャルワーク学会第 2 回研究大会抄録集、2015 年、p.35
- 3) 高野亜紀子、保育ソーシャルワークと保育士養成に関する一考察、東北福祉大学研究紀要第 37 巻、2013 年、pp.159-174

5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- 直島 正樹・橋本 好市、保育現場における保育ソーシャルワークに関する一考察 オーストラリアの幼児教育・保育視察を通じた検討、福祉研究、査読有、114、2019 (掲載決定)
直島 正樹・橋本 好市、保育所における保育ソーシャルワークに関する一考察 スウェーデン就学前教育の視察を通して考える、福祉研究、査読有、112、2018、pp.84-93

[学会発表] (計 9 件)

- 直島 正樹・橋本 好市・石田 慎二・河野 清志、日本における保育ソーシャルワークのあり方を考える 保育現場での活用を目指して (学会自主シンポジウム)、日本保育学会第 72 回大会、2019
直島 正樹・橋本 好市・河野 清志 (他 2 名)、これからの保育ソーシャルワークのあり方 保育現場での活用に向けた検討、日本保育者養成教育学会第 3 回研究大会、2019
直島 正樹、ソーシャルワーク 個別支援計画の作成に向けて、2018 年度 (社福) 宝塚さざんか福祉会法人研修 (招待講演)、2018 - 2019
直島 正樹・橋本 好市 (他 4 名)、海外視察を通してわが国の保育ソーシャルワークのあり方を考える スウェーデン・オーストラリアの就学前教育・保育を踏まえて、日本保育学会第 71 回大会、2018
直島 正樹・橋本 好市・河野 清志 (他 2 名)、わが国の保育所における保育ソーシャルワークのあり方を考える オーストラリア就学前教育・保育視察を踏まえて、日本保育者養成教育学会第 2 回研究大会、2018
直島 正樹、スウェーデン就学前教育 視察報告から保育士の役割を考える / 保護者支援 保育ソーシャルワークの観点から、2017 年度 社会福祉法人みかり会職員研修会 (招待講演)、2018

直島 正樹・橋本 好市・河野 清志（他 5 名） 保育所における保育ソーシャルワークのあり方 スウェーデン就学前教育の視察を通して、日本保育学会第 70 回大会、2017
直島 正樹・橋本 好市（他 3 名） 保育所保育士と保育ソーシャルワーク 実践的展開への課題、日本保育学会第 69 回大会、2016
直島 正樹・橋本 好市・河野 清志（他 3 名） 保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育の現状と課題、全国保育士養成協議会第 54 回研究大会、2015

〔図書〕(計 5 件)

直島 正樹（編者：橋本 好市・直島 正樹） ミネルヴァ書房、保育実践に求められる子ども家庭支援（第 4 章 子ども家庭支援におけるソーシャルワーク） 2019、200（発行予定）
直島 正樹（編者：小原 敏郎・橋本 好市・三浦 主博） みらい、演習・保育と子育て支援（第 4 章 子育て支援の展開過程） 2019、230（発行予定）
直島 正樹（編者：山縣 文治・石田 慎二） ミネルヴァ書房、新・プリマーズ社会福祉（第 5 版）（第 14 章 社会福祉援助技術） 2017、172（pp.147-160）
直島 正樹（編者：小原 敏郎・橋本 好市・三浦 主博） みらい、演習・保育と保護者への支援（第 3 章 保育相談支援における保育者の倫理と展開過程） 2016、230（pp.39-52）
直島 正樹（編者：山縣 文治・石田 慎二） ミネルヴァ書房、新・プリマーズ社会福祉（第 4 版）（第 14 章 社会福祉援助技術） 2015、172（pp.145-158）

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：橋本 好市

ローマ字氏名：HASHIMOTO、 Koichi

所属研究機関名：神戸常盤大学

部局名：教育学部

職名：教授

研究者番号（8 桁）：00342171

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：河野 清志（大阪大谷大学）

ローマ字氏名：KAWANO、 Kiyoshi

研究協力者氏名：石田 慎二（帝塚山大学）

ローマ字氏名：ISHIDA、 Shinji